平成 29 年度

寮生活の手引

沼津工業高等専門学校学生寮

沼津工業高等専門学校 教育理念、教育方針等

教育理念

「人柄のよい優秀な技術者となって世の期待にこたえよ」

教育目的

豊かな人間性を備え、社会の養成に応じて工学技術の専門性を創造的に活用できる技術者の育成を行い、もって地域の文化と産業に寄与すること。

教育方針

- 一、低学年全寮制を主軸とするカレッジライフを通じて、全人教育を行う。
- 一、コミュニケーション能力に優れた国際感覚豊かな技術者の養成を行う。
- 一、 実験・実習及び情報技術を重視し、社会の要請に応え得る実践的技術者 の養成を行う。
- 一、教員の活発な研究活動を背景に、独創的な技術者の養成を行う。

学習・教育目標

学生が以下の能力、態度、姿勢を身に付けることを目標とする。

- 一、技術者の社会的役割と責任を自覚する態度
- 一、自然科学の成果を社会の要請に応えて応用する能力
- 一、工学技術の専門的知識を創造的に活用する能力
- 一、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力
- 一、実践的技術者として計画的に自己研鑽を継続する姿勢

養成すべき人材

社会から信頼される、指導力ある実践的技術者

目次 =

1.	寮生活の意義・方針	1
2.	寮生活の目標	1
3.	寮生活	2
	 (1)日課 (2)点呼 (3)学習時間・静粛時間 (4)傷病 (5)清潔・整頓 (6)礼儀 (7)服装 (8)欠席・欠課願・2 (9)外泊 (10)外出 (11)寮生以外の者の宿泊等 (12)居室・器具 (13)食事 (14)補食室 (15)入浴 (16)洗濯 (17)電話 (18)郵便物及び宅配便 (19)物品管理 (20)運転免許・原動機付自転車・自転車 (21)アルバイト (22)懲戒処分 	公休願
4.		13
5.	火災時における避難要領	14
6.	地震時における避難要領	16
7.	暴風警報に伴う臨時休業の寮生心得	17
8.	寮生コンピュータ・ネットワークに関する規則	18
9.	寮生携帯電話使用規則	20
10.	寮生会組織図	21
11.	平成 29 年度寮生会本部役員	22
12.	平成 29 年度寮務担当教員	23
13.	医療機関	24
14.	学生寮配置図	26

1 寮生活の意義・方針

寮生活の意義は、規律ある共同生活を行うことにより 5 年一貫教育の充実を図り、 将来にわたる人間形成に資することにある。

第1学年及び第2学年については、全員在寮しなければならない。ただし、特別の事情による「学生寮入寮免除願」により、校長が認めた者は除く。また、第2学年においては、全寮制を弾力的に運用している¹。

第3学年以上については入寮の有無を任意とする2。

2 寮生活の目標

- (1) 共同生活を通して、互譲協力の精神を養う。また、積極的に、共に学び共に究め、自己啓発に努める。
 - 他人に迷惑をかけないという思いやりを持つ。食堂・浴場・洗濯場などの公 共施設の利用には、譲り合いを心がける。
 - 寮生会の一員である自覚に基づいて、寮の運営に積極的に参画・協力する。 また、寮の行事などにも積極的に参加する。
- (2) 共同生活にありがちな安易さを自ら戒め、言動に品位と節度を保ち、規律ある 寮生活を維持する。
 - 秩序を尊重し、寮則(日課、諸届、禁止事項)を守る。
 - 服装や言動に高専生としての品位を保ち、気持ちよい明るい挨拶を励行する。
- (3) 公私、自他の厳然たる区別をわきまえ、互いにその立場を尊重した言動に心掛ける。また、わがままを押さえ、寛容・忍耐・感謝を持って、他人に接する。
 - 年上者への尊敬、年少者へのいたわり、他人の立場を尊重した思いやり・い たわりのある言動に心がける。
 - 寮生活を通して、家族や寮友への感謝の気持ちを持って生きる。
- (4) 学業に専念する。また、その一方、余暇の善用に努める。
 - 常に、各自の「志」の実現のため、学習時間の保持、充実に努める。特に、静 粛時間の維持・充実に努め、他室にはみだりに入らず、学習に専念する。
 - 自由時間や余暇の利用は、無駄のないように各自工夫し、豊かな趣味と健全

¹ この運用においては、自宅通学者に限り入寮を免除することがある。また近隣の学生については再 入寮選考の対象とすることがある。

² 再入寮を希望する者は全員再入寮選考の対象となる。再入寮選考では学年、通学時間、寮生会役員 の役職(昨年度は本部役員、棟三役、階長について考慮)、家庭事情、生活態度(指導歴)などを元 に、再入寮者を選出する。再入寮選考は、寮務委員会にて行う。

な人格を形成することに努力する。

- (5) 健康・安全に留意すると共に、清潔・整頓の習慣を培う。
 - 節度ある生活(睡眠・運動等)に心がけ、健康・安全の自己管理の習慣を身につける。
 - 身辺の清潔・整頓、寮内外の美化に努める。また、寮の施設や器物を大切に し、節電・節水にも努める。

3 寮 生 活

寮生は、寮生活の目標を具現化するため、規律ある共同生活を行うことにより 5年一貫教育の充実を図るとともに、学生の将来にわたる人間形成に資する。

(1) 日課

平日は、下記の日課に従って生活する。なお、テスト期間は生活時間の変更を許可する場合がある。

区分	時限	寮生留意点
起床	6:55	起床時刻を厳守し、寝具の整頓を速やかにする。
		居室前で点呼を受ける。不在者・病人の有無を確
点呼	7:00 × 1	認する。(8:00 までに点呼用紙を寮事務室前のボッ
		クスに提出。)
(朝礼)	(6:45)	原則として1ヵ月に1回、月曜日に行う。
清掃	7:00~7:30	
朝食	7:15~8:30	8:15 までに食堂に入ること。
登校	8:30	服装を整え、定刻までに登校する。
施錠	8:30	
授業	8:50 × ²	欠席・欠課の場合は、必ず事前に寮監に申し出て承
		認を受ける。本人がいない場合は階長が代理となり
		欠席・欠課願を提出する。(8:40 までに提出)
昼食	11:45~13:00	テスト期間中は 11:30~13:15。
開錠	13:15	テスト期間中は別に定める。
夕食	17:00~19:00	18:50 までに食堂に入る。
入浴	17:00~19:50	
点呼・門限	20:00	居室前で点呼を受ける。当番学生は点呼後に風呂掃
二十二元 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	20:00	除を行う。

学習時間静粛時間	20:00~22:00 20:00~ 7:00	学習に専念する。 大声、放歌等は禁止する。挨拶は目礼とする。
点呼	22:00	居室前で点呼を受ける。不在者、病人の有無を確認 する。
施錠	22:00 **3	点呼後、棟外へ出るのは禁止。点呼当番が帰寮後、 玄関を施錠する。
 消灯・就寝	23:00	1・2年生
	1:00	3年生以上 (詳細は表1・2参照)

〈注意〉 ※1 土曜日・日曜日・祝日・臨時休業日等は朝の点呼なし。

- ※2 登校時間中は、寮内への出入りは禁じる。特別の事情がある場合に は寮務関係教員又は担任教員の許可を受けて出入りする。
- ※3 22 時以降は棟外に出るのを禁じているが、3 年生以上の男子学生 については、24 時までは洗濯や洗濯物を干すために一時的に棟外に出 ることを例外的に認めている(風紀の許可が必要)。このため男子寮 においては当面の間、完全施錠を 24 時とする。

消灯就寝時刻

(表1) 平常時

適	用	場	所		適	用	学	年	通	常	時	休	日	前
居室		1, 2年生		23:00		2 4 : 0 0								
		至	3 年	を 生し	以上		1	: 0 0		自主	消灯			

(表2) テスト期間(生活時間の変更を許可された場合)

適	用	場	所	適	用	学	年	通	常	時	休	日	前
居室		1,	1, 2年生		1	1:00		1:00					
		至	3 4	F生L	以上		自	主消灯		自	主消灯		

※ 談話室、補食室、コンピュータ室は各自の消灯後1時間まで使用可能。ただし風 紀の許可を必要とし、用途は学習(レポート含む)または寮生会や学生会の仕事 に限る。

(2) 点呼

点呼は廊下に出て整列し、階単位で人員を確認した上で、次のように各棟一名の代表者(点呼当番)が宿直者への報告(20時・22時点呼のみ)と、点呼用

紙の提出を行う。万一、不明者や病人等の異状があった場合は、できるだけ詳 しい情報を宿直者に報告する。

20 時点呼: 各棟一名の点呼当番が、点呼用紙をもって宿直者に報告する (点呼用紙は宿直者に提出する)。

22 時点呼: 各棟一名の点呼当番が、点呼用紙と補食室点検用紙をもって宿 直者に報告する (これらの用紙は宿直者に提出する)。

7 時点呼: 各棟一名の点呼当番が、点呼用紙を寮事務前に提出する。この 時、点呼ファイルも寮事務前に返却する。

(3) 学習時間・静粛時間

- A. 学習時間(20:00~22:00)は、学習に専念する。
- B. 静粛時間(20:00~翌日7:00)は、静かに過ごす。大声・放歌等は禁止する。ただし、ヘッドホンやイヤホンの使用は認める(周囲への音漏れに注意する)。

(4) 傷病

- A. 身体に異常が認められた場合は、直ちに階長、棟長のいずれかに申し出て、適切な指示を受けること。また、必ず、寮務係・寮監・宿直者に相談する。ただし、医療費等は本人の負担とする。
- B. 万一、病気等の事故が発生した場合は、以下の点に注意して行動する。
 - a. 病気やけがのときは、直ちに階長・棟長のいずれかに申し出て適切な指示を受ける。また、必ず、寮務係・寮監・宿直者に相談する。
 - b. 体調がすぐれないときは、できるだけ早く医者にかかり、同室の者に迷惑をかけないように心掛ける。特に夜遅くなると診察してくれる病院等が少なくなるので注意する。
 - c. 同室・隣室の者が病気の時は、お互いに看病しあい、様子がおかしいと きは早めに階長、棟長に申し出て、寮務係・寮監・宿直者に連絡する。
 - d. 病気のため学校を休む場合は、本人もしくは階長が欠席・欠課願を提出 する。また自室で休まず、寮事務室にて寮務係・寮監の指示を受ける。
 - e. 急病人や事故が発生したときは、本人又は近くの者が寮務係・寮監・宿 直者にすぐ連絡する。
- C. 病気・ケガに伴う無料タクシーチケットの発行条件は次のとおりとする。
 - a. 高熱や歩行困難な病気・ケガにより「最寄りの病院」まで行く場合、そ の発生当日の初回に限り、無料タクシーチケットを利用できる。また、同

じ理由により帰省する場合、初回に限り、最寄りの駅である下土狩駅(JR 御殿場線)までの無料タクシーチケットを利用できる。一連の病気・ケガでは、合計1回のみしか使用できない。

- b. 内科と外科の「最寄りの病院」については、別に定める通りとする。他の診療科目の「最寄りの病院」については、寮務係・寮監の指示に従う。しかし、病気・ケガの状況や発生時刻により「最寄りの病院」以外の医療機関まで行く必要がある場合には、この限りではない。
- c. 本人・保護者の希望により、寮で指定する病院以外の医療機関に行く場合には、無料タクシーチケットは利用できず、本人の負担となる。
- D. 学生寮におけるインフルエンザ対策は次のとおりとする。
 - a. インフルエンザ罹患者は直ちに帰宅する。また原則として、発熱(38°C を目安とする)等体調不良のものは帰宅する。
 - b. 学級閉鎖になったクラスの寮生は、全員、当該期間中は帰宅する。
 - c. インフルエンザ罹患者の同室者は、毎朝の検温、マスクの着用を怠らず、 のどの痛み、下痢等の症状がないことを確認する。インフルエンザ罹患者 の同室者の保護者から自宅通学の申し出(承諾)があった場合は、特別外 泊として3日以内を目安にこれを認める。
 - d. 試験期間(試験開始約一週間前から試験終了までの約二週間)において、インフルエンザ感染防止のため、保護者より自宅通学の申し出(承諾)があった場合は、特別外泊としてこれを認める。
 - e. 試験週間以外において、各階で相当数(概ね階員の 20%を目安とする)の寮生がインフルエンザに罹患した場合で、その階の階員の保護者からインフルエンザ感染防止を理由に自宅通学の申し出(承諾)があった場合は、特別外泊としてこれを許可する。その際の許可期間は一週間を目安とする。なお当該期間終了後も所属の階で相当数のインフルエンザ罹患者がいる場合は、希望があれば特別外泊期間をさらに一週間程度延長する。

(5) 清潔・整頓

- A. 常に身の回りの清潔・整頓に心掛け、各棟の定める時間に従い、居室・その 他の分担区域を共同一致して清掃する。
- B. 清掃の際、危険防止のため窓ガラスの外側を拭く必要はない。
- C. 学生寮は各自、ゴミを長泉町の指定する方法(長泉町方式)で仕分けをし、 指定したビニール袋に入れ、指定された場所に出す。なお、学校でのゴミ分別 方式(沼津市方式)とはちがうので注意する。

(6) 礼儀

- A. 教職員及び上級生に対して、礼を失しない。
- B. 外来者に対しても、品位ある態度をもって接し、応対に気をつける。
- C. 明るくさわやかな挨拶を慣行し、お互いにいたわりの気持をもって、気持よい生活を心掛ける。ただし静粛時間の挨拶は、目礼とする。

(7) 服装

A. 次の服装の基準を順守し、本校学生としての品位を失わないように心掛けなければならない。

【服装の基準】

- a. 華美にわたらない、清潔で端正な服装を着用する。
- b. 実習・実験・体育その他授業に必要な服装については、担当教員の指示に 従う。
- c. 式典・行事・見学などの場合は、その場にふさわしい服装を着用する。

(8) 欠席・欠課願・公休願

- A. 学校の授業を欠席(その日のすべての授業に出ない)または欠課(ある授業 に出ない)する場合は、8時30分に本人が「欠席・欠課願」を寮監に提出する。
- B. 忌引等による「公休願」は、本人が寮監の承認印を受けた後、担任の承認印を受け、学生課教務・入試係に提出する。

(9) 外泊

- A. 通常の休日前外泊の宿泊先は自宅を原則とする。自宅以外に宿泊する場合は、 必ず事前に保護者に連絡をし、承諾を得ておく。
- B. 外泊願は、4日前までに各棟の総務役員に提出し許可を得る。女子は、帰省を通知する保護者宛ての葉書を外泊願に添える。なお高専大会や工場見学、合宿研修など、学校行事による外泊については代表者が別の様式で提出するので、寮監の指示に従うこと。
- C. 前述によらない外泊は、保護者から寮監への申し出と「特別外泊許可願」の提出(緊急の場合を除き2日前の17時まで)が必要である。寮監がやむを得ない事情であると判断する場合は、特別外泊として許可する。なお特別外泊からの帰寮時には、17時前は寮監に、17時以降は宿直者に「特別外泊報告(承諾)書」を提出して帰寮報告を行なうとともに、帰寮した時刻を寮事務前のホワイトボードに赤字で記す。

D. やむを得ない事情により帰寮予定日の20時点呼(特別外泊の場合は帰寮予定時刻)に間に合わない場合は、保護者から17時以前は寮監、17時以降は宿直者への連絡が必要である。電話番号は、この冊子の裏表紙裏にある。

(10) 外出

ここでは、外泊を除き 20 時点呼までに帰寮しない場合、または 20 時点呼後に一時的に寮敷地外に出ることを「外出」と呼び、その取り扱いについて述べる。(20 時点呼までに帰寮する場合は、手続きは不要である)

- A. 1年生・2年生については前述の外出(20時までに帰寮しない外出および20時以降の外出)は認めない。ただし、寮監に特別許可されたクラブ外出・習い事外出等の特別外出は除く。
- B. 3年生以上が20時点呼前から外出する場合は、外出届を事前に階長に提出する。提出された外出届は階長と棟長の承認印を得て、20時点呼の報告時に点呼当番から宿直者に提出される。
- C. 3年生以上が20時点呼後に外出する場合は、外出届に階長と棟長の承認印を得た上で、外出者が宿直者に直接提出する。ただし宿直者が巡回などで不在の場合は、宿直室の前に設置されたポストに提出することでこの代わりとする。
- D. クラブ活動を理由に外出が必要な場合は、外出予定日の2日前の17時までに代表者が「クラブ活動・特別外出許可願」を寮監に提出し、許可を受ける。20時以降は学習時間であるので、やむを得ない理由がある場合のみ許可する。この場合も個人で通常の外出届を階長に提出する。
- E. 外出者は 21:30~21:45 の間に、宿直者に帰寮報告を行う。ただし 1・2 年生の習い事外出の場合は、階長・棟長にも帰寮報告を行う。
- F. 外出中に万一事故が発生した場合や、やむを得ない事情により 22 時点呼に間に合わない事態が発生した時は、宿直者に速やかに連絡する。電話番号はこの冊子の裏表紙裏にある。

(11) 寮生以外の者の宿泊等

- A. 本校に関係のない者の棟内への立ち入りは認めない。
- B. 自室に他者を宿泊させてはならない。
- C. 22 時から 7 時までの間は、寮生以外の者(教職員を除く)の寮敷地内への立ち入りは認めない。
- D. 異性寮への立ち入りは認めない(女子寮には、防犯センサーが設置されている)。ただし、女子学生が宿直者に報告をする場合を除く。

(12) 居室・器具

- A. 寮生は、居室ドア・机・ロッカーの鍵を貸与され、その管理運用の責を負う。
 - a. 鍵を紛失した場合、鍵交換等に要する費用(約17,000円程度)を寮務係 へ弁済しなければならない。
 - b. 鍵の複製、貸し借りをしてはならない。
 - c. 在室時は施錠してはならない。不在時は必ず施錠する。施錠する際は消 灯と窓を閉めることを忘れない。
 - d. 指導上必要がある時には、教職員がマスターキーで開錠することがある。
 - e. 年度末その他、指示があった場合には、速やかに鍵を寮務係へ返却しなければならない。
- B. 寮の居室、器具類等の使用については、寮監の指示に従う。
- C. 部屋のドアの名札 (部屋番号とクラス、氏名を記してある) は、明瞭に見える状態に保つ。取り外したり、書き足したり、他の掲示物などで隠したりしてはいけない (非常時でも素早く読み取れるようにする)。
- D. 次のような私物の持ち込みを禁ずる。
 - ① 原動機付自転車(1・2・3年生) ② テレビ ③ 大型ラジカセ・ステレオ (総消費電力が 50Wを超える物) ④ 暖房器具 ⑤ 大型扇風機(消費電力が 50W を超える物) ⑥ 電熱器具(電気ポットなど。1.2kW 以下のヘヤードライヤーを除く) ⑦ マージャン・花札 ⑧ 冷蔵庫 ⑨ パソコン(許可された物を除く) ⑩ モデルガン等凶器(果物ナイフは除く)
 - ① モニタ(パソコン使用を除く) ② コーヒーメーカー ③ 据え置き型の DVD プレーヤーや Blu-ray プレーヤー ④ 電気掃除機(充電式、電池式を除く) ⑤ 運転免許証(3年生) ⑥ 空気清浄機・除加湿器(許可を得たものは除く) ⑦ アップスキャンコンバータ(家庭用ゲーム機やビデオからの出力やテレビ用の信号をコンピュータ用ディスプレイに表示させる機器)もしくはそれに類する物 ⑧ その他学寮生活にふさわしくない物
- E. 耐震用に金具で固定されている器具を移動させてはならない。また地震の際 に危険となるような使い方をしてはならない(ベッドの脚の下に物を置いたり、 避難経路を確保できないような器具の配置をしたりしてはならない)。

(13) 食事

- A. 主食は主に米飯で(ご飯、汁物はおかわり自由)、副食は全員単一献立が原則である。また、献立は、栄養士が栄養のバランスを考慮し、カロリー計算を行って作成しているので、三度の食事を偏食しないように摂る。
- B. 食堂の使用時間を厳守する。

- C. 食事の前には手洗い、うがいをする。
- D. 食堂利用中は、マナーの向上に心掛ける。
- E. 食堂の食器類は、無断で持ち出さない。
- F. 病気等で食事ができない場合や、病気等で特別食(かゆ、その他)を希望する場合は、寮務係に申し出て指示を受ける。
- G. クラブ等で寮食堂に弁当を注文する時(土・日の分)は、火曜日の朝までに 弁当願書により寮務係に申し出る。
- H. 特定の食材についてアレルギー反応を有する学生の取り扱いは、次のとおりとする。
 - a. 特定の食材に対してアレルギー反応を有する学生は、寮食堂業者に申し 出る。(新入生については、入寮時のアンケートに記入する)
 - b. 申し出のあったアレルゲン物質が調理時に加えるものである場合は、可能な範囲でその物質が加わらないように配慮された食事を提供する。ただし食材購入時にすでにアレルゲン物質が含まれている場合は、それを除去して提供することは困難である。
 - c. 学生は食堂内に掲示してある食材一覧表にて、提供される食事の中にアレルゲン物質が含まれていないか必ず確認する。
 - d. ふりかけなど各自が好みでとるものについては、アレルゲン物質が含まれているものをとらないように各自で注意する。

(14) 補食室

- A. 補食室は、5:00 から 22:00 まで使用できる。湯沸かし目的の IH クッキング ヒーターの使用に関しては、22:00 以降も各自の消灯時間まで使用を認めるが、 この場合も補食室では飲食しないこと。
- B. 火気使用中は、その場を離れないこと。
- C. 各階の当番学生は、22 時点呼前に使用状況を確認し、階長に報告する。この 補食室点検用紙は、宿直者に報告・提出する。
- D. IH クッキングヒーターについては、開寮期間中はコンセントからプラグを 抜く必要はない。

(15) 入浴

- A. 入浴時間を厳守する。
- B. ボイラー容量に限度があるので、入浴の際、湯水は大切に使用する。
- C. 入浴前は、あらかじめ身体をよく洗う。

- D. 手拭、タオルを浴槽内で使用しない。
- E. 浴場内で洗濯をしてはならない。
- F. 男子留学生と女子留学生は、それぞれの棟内のシャワー室を使用できる。日本人学生が怪我などによってシャワー室の利用を希望する場合は、寮務係に相談する。

(16) 洗濯

- A. 洗濯機の負荷オーバーにならないように留意する。
- B. むだな水を流さないように努力する。
- C. 洗濯物は、物干場に干す。
- D. 洗濯場・物干場の夜間使用後には消灯し節電に努める。

(17) 電話

- A. 寮敷地内には公衆電話3台(北寮1台・南寮2台)が設置されている。
- B. 携帯電話の所持は、寮生会風紀を介して「情報通信機器学生寮持込誓約書」を寮監・寮務主事に提出し許可を受ける。なお、使用にあたっての留意事項は別途定める。

(18) 郵便物及び宅配便

A. 郵便物や宅配便のあて名は、次のように「OO寮」も含めてはっきり記入する。このことは関係者にも連絡しておく。

〒411-0934 駿東郡長泉町下長窪 153 沼津高専学生寮 ○○寮 (氏 名)

- B. 普通郵便物は、寮事務室前のメールボックスに、寮の棟別に区分して入れて ある。特に連絡しないので定期的に確認する。
- C. 宅配便は、荷物預簿に記載してあるので、寮事務室で受け取る。特殊郵便は、 寮事務室で保管する。掲示があり次第、速やかに印鑑を持って受け取りにくる。
- D. 宅配便の受取時間は 8:30~17:00 である。この時間外の時間指定はしないこと。
- E. 冷蔵物や代金引換の荷物は寮では取り扱わない。必要がある場合は送付先を 家庭にする。

(19) 物品管理

- A. 日頃から金銭及び物品の自己管理に十分努める。持ち物には名前を記入する。
- B. 貴重品は鍵のかかる引き出しまたはロッカーに入れ、施錠する。また自室が無人になるときには、部屋のドアも施錠する。
- C. 盗難防止のため、大金や高価なものを所持しない。
- D. 盗難被害に遭った場合は、階長と寮監に速やかに報告するとともに、「盗 難・紛失の発生報告書」を寮務係に提出する。用紙は寮監から受け取る。ま た報告を受けた階長は、その事由を棟長と棟風紀に速やかに報告する。

(20) 運転免許・原動機付自転車・自転車

- A. 運転免許の受験については、学校の規則に従う(学生便覧を参照)。また3年生については、運転免許証は自宅にて保護者のもとで管理する。
- B. 4年生以上の原動機付自転車(50 cc 未満)の持込みは、対人無制限の任意 保険に加入の上、寮生会 MC 自転車委員会を介して「原付バイク学生寮持込許 可願」を寮監・寮務主事に提出し許可を受ける。
- C. 自転車の持込みは、対人一億円以上の任意保険に加入の上、寮生会 MC 自転車委員会を介して「自転車学生寮持込許可願」を寮監・寮務主事に提出し許可を受ける。
- D. 許可された車両については、許可ステッカーを車両の見やすい場所に貼った上で、指定された場所で責任を持って管理する。
- E. 原動機付自転車や自転車の貸借は禁止する。
- F. 駐輪場に置く自転車のスタンドは、両足スタンドを原則とする(平成 28 年度入学生から適用。事情がある場合は申し出ること)。
- G. 運転にあたっては道路交通法を遵守し、マナーの向上と安全運転に努める。
- H. 万一、交通事故に遭った場合は、寮監に速やかに連絡するとともに、「(交通)事故等発生報告書」を寮務係に提出する。用紙は寮監から受け取る。学校への届け出については、学生便覧に従う。

(21) アルバイト

- A. 寮生の授業期間内のアルバイトは原則禁止である。しかし3年生以上の寮生のうち経済的に苦しく、学費・生活費の補助のためやむを得ずアルバイトをする必要のある者が、家庭教師等(週2回以内)を行うなど、寮務主事が特別に許可した場合を除く。
- B. 手続きについては、学校の規則に従う(学生便覧を参照)。

(22) 懲戒処分

- A. 諸規則に違反したり、寮生活に適さない行為があった場合には、処分を受けたり、退寮させられることがある。
- B. 沼津工業高等専門学校学寮規則第8条第10項の規定に基づく、寮生の退寮 に関する具体的な取り扱いについては次によるものとする。

次に掲げる行為を行った者は、退寮を命ずることがある。

- ① いじめ
- ② 窃盗(万引き)・暴行・脅迫・金銭(物品)の強要及びその他の刑法違反
- ③ シンナー等の薬物の不法使用、所持違反
- ④ 交通事故(歩行者への加害等)
- ⑤ 寮の名誉を著しく害する破廉恥な行為
- ⑥ 喫煙・飲酒及び所持・同席(喫煙目的でのライター所持を含む)
- ⑦ 原付バイクの無届け及び貸借
- ⑧ 自動車・自動二輪車違反
- ⑨ 建造物・器物破損
- ⑩ パチンコ・マージャン・賭博
- ① 無断外泊·深夜徘徊·無断残寮
- ② 点呼時不在
- ③ 不純異性交遊(社会通念上見苦しい行為)
- ⑭ 部外者を泊めること(居室貸与を含む)
- ⑤ ゴミ不法投棄
- (6) 盗食(同席を含む)
- ① その他の規則違反(軽微な規則違反の場合でも、寮務主事が指導し改善の見込みがないと判断した場合を含む)

4 諸経費

(1) 寮費 (月額 4,550 円)

8月・3月を除く毎月10日(銀行休業日にあたる時はその翌日)にスルガ 銀行各支店の学生名義の預金口座から自動振替により納入する。

- ※ 寮費は、寮生の生活のために使用する光熱水費や生活用品・掃除用 具・修繕・寮食堂の食器購入等に使われる。
- (2) 給食費(月額30,000円程度)

4月(5月に2か月分を引き落とすため)・8月・3月を除く毎月10日 (銀行休業日にあたる時はその翌日)に指定した口座から自動振替により直接業者に納入する。

開寮日数により月毎に金額が異なるため、詳細は「授業料・寄宿料及び諸 経費自動振替予定表」で確認する。

(3) 寮エアコンリース料 (年額 26,000 円)

スルガ銀行各支店の学生名義の預金口座から 4 月 13,000 円、10 月 13,000 円を自動振替により納入する。

(4) 寄宿料(2人部屋:月額700円、個室:月額800円)

スルガ銀行各支店の学生名義の預金口座から4月及び10月に半期分を自動振替により納入する。

- (5) 布団リース料 ※希望寮生のみ (年額 12,960 円)
 - 6月と12月の半期毎に、指定した口座から自動振替により直接業者に納入する。
- (6) 寮生が欠食した場合の給食費の払戻し(返金は途中退寮を除き学年末に行う)
 - A. 欠食の払い戻しは、以下の各号に掲げる場合を除き、原則として行わない。よって、週末や祝日、連休などに帰省のため欠食する場合や年度末退寮日が各自異なるための欠食は返金の対象としない。
 - ① 病気・怪我などの理由で、正規の手続きをし、寮務主事、寮監、寮務主 事補のいずれかの承認を得た場合、連続12食以上欠食した場合の10食 目以降について1食単位で払い戻す。
 - ② 就職試験、編入学試験などの理由で欠食する場合、3 食以上連続し、かつ、摂食しない日の3日前(土・日・祝日を除く)の16:30までに寮生が届け出をし、寮務主事、寮監、または寮務主事補のいずれかの承認を得た場合、1 食単位で払い戻す。
 - ③ 学校行事等で寮務主事が認めた場合は、1食単位で払い戻す。

B. 欠食により払い戻す金額の計算方法は、次の通りである。

給食材料費(朝食・昼食・夕食)×欠食数(朝食・昼食・夕食) (平成 29 年度給食材料費(予定) 朝食 155 円・昼食 295 円・夕食 300 円)

5 火災時における避難要領

- (1) 火災発生・発見
 - ① 火災が発生すると自動火災報知機が鳴るので、大至急自室周辺の確認をする。
 - ② 出火に気付いた者は、まず周囲の部屋のドアをたたき、大声で火災発生の 事実と場所を知らせ、直ちに寮務係 055-926-5736、夜間は宿直室 055-926-5739 (南寮) か 055-926-5738 (北寮) に連絡する。

(2) 初期消火

自分の背丈以内の災であれば、各棟備え付けの消火器で消火することができるので、共同して初期消火に努める。

消火器を使う時は、あわてずに足元から火元に向けて噴射する。

(3)避難方法

- ① 初期消火が不可能で危険と判断した場合は、速やかに異変を知らせ合い、 取り残される者がいないように注意して、各自ですいている避難口から混乱 を生じないように分散して屋外に脱出する。
 - (a) あわてないためにも、普段から脱出経路の確認をしておく。
 - (b) 夜間は暗いため、各棟備え付けの懐中電灯を使用する。
 - (c) やむを得ない場合以外は、屋外の地上に避難する。
 - (d) 階上の者は、火勢によって階段を利用する事が困難な場合は、非常はしご等の避難器具を利用する。
 - (e) 避難器具がない場合、布団を地上に投げクッションとし、シーツを つなげロープ状にして脱出する。
 - (f) 煙にまかれた時は、濡れタオルを口に当てて姿勢を低くして脱出する。

② 身支度

- (a) 必ず着衣して避難する。 火中から脱出する場合は、身体を保護するために、着衣した方がよい。
- (b) 必ず靴を履く。

緊急の場合、スリッパでも履いて脱出する。

(c) 毛布・タオル・バスタオル等を常に用意しておく。 火の回りが早い場合は、火災の中をくぐり抜け脱出することも考えられるので、不燃性の毛布・コート・バスタオル等をかぶって逃げる。 この場合、着衣の上から水をかぶっておくのも良い。

(4) 避難後の集合と人員点呼

各寮から屋外に避難したら、校庭に集合し、速やかに階長が人員点呼を行い、棟長に報告し、棟長は寮長(又は副寮長)に報告し、棟内に残された者がいないかどうか確認する。このため、各階長は常に寮生名簿を用意しておく。また棟長は、人員点呼をして行方不明者がいたときは、直ちに捜索班をだす必要があるが、寮務主事・寮監・宿直教員の指示に従う。

集合後は、すべて寮務主事・寮監・宿直教員の指示に従って、安全かつ適切な行動をとる。

6 地震時における避難要領

スクールタイム以外(土日休日及び17:00~8:30)に注意情報・予知情報が発表された場合、又は突発的に大地震が起った場合の寮生の行動について、表としてまとめた。 詳しくは学生便覧の「学生寮の地震防災対策について」を参照すること。

表中の左矢印は「同左」を意味する

	1. 突発的に地震が起きたとき						
	寮生	階長	棟長	寮三役	寮監(宿直教員)		
地震の最中	安全な箇所に退避して各自で身を守る	←	←	←	←		
	同室者、近隣の寮生の安否確認	←	←	←	必要書類の用意		
	負傷者がいる場合は協力して救助、救出、避難する	←	←	←	懐中電灯と非常持ち出し袋を 持ってグラウンドへ移動する		
地震の後	懐中電灯を携行してグラウンドへ集合する グラウンドに避難できないときは体育館など指示に従う	ガス・電気に対する安全 対策を講じる	←	←	非難場所の状況を確認する		
	外出中の場合は帰寮ないしは帰宅の判断を自分で行う	←	←	←	学寮対策本部を設置する		
	整列し点呼を行う	点呼で人員確認する	棟の人員確認と 本部への報告を 行う	←	全体の把握に務める その場にいる教職員で関係部署 と連絡を取り合う		

2. 注意情報(
寮生	階長	棟長	寮三役	寮監(宿直教員)		
自室に戻る 外出中の場合は帰尞ないしは帰宅の判断を自分で行う	←	←	←	放送で注意情報の発表を通知す る		
		棟長一人は寮管 理棟集会室に集 合する		寮生会三役と各棟棟長を寮管理 棟集会室に集める		
点呼を受ける	点呼を実施する			棟長に「行先状況票」と「不明者 状況表」を渡す		
行先状況票を記入し階長に提出する 寮生は原則として帰宅する	行先状况票を回収し点 1成日紙 には に 博長に担	行先状況票を記 入させ回収し、点 呼の結果を確認 する		守衛所に連絡して、新講義棟と 専攻科棟入り口を開け、さらに第 3会議室を開けてもらう		
安全対策を講じる(ガス・電気・窓・ドア)		行先状況票と点 呼用紙を受け取り 状況を寮監に報 告する				
帰宅者は帰宅し、滯留者は必要物品を持って校舎に移動する 翔峰-講義棟地下1階 栄峰-講義棟1階 光峰-講義棟2階 清峰-講義棟3階 優峰-講義棟4階票 秀峰-講義棟4回西 明峰-専攻科棟1階101、102	- ←	← 帰宅する場合は 代理を立てる		記入の済んだ行動表を確認する とともに、記入の済んだ棟から滞 留者は講義棟に、帰宅者は帰宅 させる。		
				第3会議室に学寮地震防災対策 本部を設置する		

	2. 2注意情報(黄色)に引き続き予知情報(赤色)が発表された場合						
	寮生	階長	棟長	寮長以下三役	寮監(宿直教員)		
Ì					放送で予知情報の発表を通知し、グラウンドへ避難させる		
	最低限の物品のみを持ってグラウンドへ移動する	←	←	←	学寮地震防災対策本部をグラウンドへ移設する 雨天時はそのまま屋内待機する		
İ	点呼を受ける	点呼を行う	点呼の結果をまと めし学寮対策本 部に報告する	←	移動後点呼を行い、結果の報告 を確認する		

	3. 予知情報(赤色)が発表された場合						
	寮生	階長	棟長	寮長以下三役	寮監(宿直教員)		
	自室に戻り、帰宅ないしは滞留の準備を行う 寮生は原則として滞留する 外出中の場合は帰寮ないしは帰宅の判断を自分で行う	←	←	←	放送で予知情報の発表を通知 し、グラウンドへ集合させる		
	グラウンドに集合する グラウンドに集合できない場合は、講義棟に集合する	←	←	←	宿直指導日誌、点呼日誌、非常 持ち出し袋を持ってグラウンドに 移動する グラウンドへの移動ができない場 合は、講義棟に移動する		
	点呼を受ける	点呼を行う	点呼の報告を寮 監に報告し、行先 状況表を受け取り 寮生に記入させる		点呼を行い、結果の報告を確認 する		
	行先状況票を記入する 帰宅希望者は自ら寮監に申し出て許可があれば帰宅する	←	行き先状況票と 不明者情報を記 入して寮監に提 出する	←	行先状況票を記入させ、帰宅可能者は帰宅、行方不明者の状況を把握する		

7 暴風警報に伴う臨時休業時の寮生心得

平成28年12月8日 寮務委員会承認

[原 則]

校長補佐(寮務主事)もしくは同代行、または寮監もしくは同代行の指示があるまでは寮内で待機する。

[細 則]

- (1) 富士山南東区域に暴風警報が発令されている間は、棟内で待機する。食事のために食堂に行くときは、風雨が激しい時を避ける。
- (2) 午前中は寮内待機を守り、自室などで自学自習を行う。
- (3) 午後の授業も休講になった場合、富士山南東区域の暴風警報が解除されていれば、午後は各自、自由にしてよい。ただし、危険な場所・地域には近づかない。危険な行動をしない。

8 寮生コンピュータ・ネットワークに関する規則

平成19年 2月 8日 寮務委員会承認

1 全般

1. 本規則は国立沼津工業高等専門学校学生寮におけるコンピュータ・ネットワークの利用,並びに個人のコンピュータ持ち込みについて定めるものである。

Ⅱ コンピュータ使用に関する規則

- 1. P2P ファイル共有ソフト等, ネットワークおよびサーバーに負荷をかけるお それのあるソフトウェア等の使用を禁止する。
- 2. 必ずコンピュータにセキュリティソフトを導入すること。また、OS 等ソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。
- 3. 寮内でのコンピュータ利用についてトラブル等が発生した場合は各自の責任 とし学校並びに寮は一切の責任を負わないものとする。
- 4. 防災上の理由により、部屋をまたいでのケーブルの取り回しを禁止する。
- 5. 省電力のためコンピュータを使用していないときは電源を切ること。
- 6. その他法律・法令・公序良俗に反する行為を行わないこと。

Ⅲ 寮内ネットワークを利用する際の規則

- 1. 本規則は「沼津工業高等専門学校ネットワーク利用に関する基本ルール」 (http://www.numazu-ct.ac.jp/NctJpg/base_rule.htm)に準ずる。
- 2. ネットワーク接続可能時間は $5:00\sim25:00$ とする。ただし、各自の平日消灯時間に準じること。
- 3. ネットワークを介したゲームを行うことを禁止する。
- 4. ネットワークの不正利用(著作権の侵害・クラッキング行為等)は行ってはならない。寮内ネットワークの長時間の使用は極力避けること。また学習目的での使用を優先すること。

IV コンピュータ室の利用

- 1. コンピュータ等の私物を、コンピュータ室・談話室・補食室等に放置しないこと。
- 2. コンピュータ室へ個人のデスクトップ型パソコンを持ち込んではならない。

V 個人のコンピュータ持ち込み

1. デスクトップ型パソコン及びディスプレイなどそれに準じる機器の持ち込み

を禁止する。

- 2. 持ち込み禁止物品と同じ機能 (テレビチューナー機能等) が内蔵されているコンピュータは、該当する機能を使用しない場合に限り持ち込みを許可する。
- 3. 持ち込み可能な機器の消費電力はコンピュータ及び周辺機器を全て含めて 300 以下とする。

VI コンピュータと携帯電話等をつなぐ機器・カード型 PHS

- 1. 使用時間は「寮生携帯電話使用規則」に準ずる。
- 2. カード型 PHS については、携帯電話・コンピュータの持ち込みがそれぞれ許可されている場合にのみ携帯電話とは別に1台のみ持ち込みを許可する。
- 3. 学習時間中は勉強目的以外での使用を控えること。

VII コンピュータ及び周辺機器に関する持ち込み禁止物品

- 1. デスクトップ型コンピュータ・ディスプレイ
- 2. TVゲーム専用モニタ
- 3. 単品でのテレビチューナー機器・アップスキャンコンバータ, ならびにそれに 準ずる機器
- 4. ワンセグ放送を受信可能な機器(但し,携帯電話については使用を認める。)

Ⅷ 罰則規定

「沼津工業高等専門学校ネットワーク利用に関する基本ルール」及び本規則に違反 した場合は以下に掲げる罰則を科することがある。

- 1. 該当機器の没収
- 2. ネットワーク接続の禁止
- 3. 棟単位でのネットワーク接続停止
- 4. 寮内ネットワークの停止

また、その行為が学則や社会規範に反するような場合は、別途学校による処分が科 せられるほか、告訴される場合もある。

附則

本規則は平成18年5月12日より施行する。

附則

本規則は平成19年4月1日より施行する。

9 寮生携帯電話使用規則

許可対象者	全寮生
許可対象物	契約された携帯電話 最大2台まで
使用可能場所	棟内:居室・談話室・補食室・コンピュータ室 ※ 自室以外ではマナーモードの徹底 棟外:他人の邪魔にならないような場所 ※ なお、寮管理棟内、寮食堂建物内では使用禁止
使用可能時間	5 時から各自消灯時間まで ※ ただし、20 時以降は静粛時間なので使用を控えること ※ テスト週間中・期間中は4 時から各自消灯時間まで
使用上の注意	(a) 朝礼、開寮式、閉寮式などには持ち込み禁止 (b) 自室以外の寮敷地内ではマナーモードを徹底すること (c) ダイヤルロックを心がけること (d) 携帯電話を紛失等した場合は各自の責任で処理すること (e) 機種変更及び携帯を追加したら、速やかに情報通信機器持込 誓約書を提出すること
その他の注意	(a) 契約の際には必ず保護者の同意を得ること (b) 料金請求書などの郵便物の送付先は自宅住所にすること (c) 携帯通信機器の扱いも、寮生携帯電話使用規則に準ずる

10 寮生組織図

